

資料

資料

1 総社市子ども・子育て会議設置条例

平成25年3月25日

条例第10号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条及び総社市子ども条例（平成21年総社市条例第28号）第22条の規定により、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進等について、調査審議するため、総社市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する事。
- (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関する事。
- (3) 総社市子ども・子育て支援事業計画の策定に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、次世代の子どもが健やかに育つ環境づくりの推進に関する事。

(組織)

第3条 会議は、委員30人以内をもって組織し、委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第2号及び第3号の委員の任期は、当該職にある期間とする。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 総社市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年総社市条例第35号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 総社市子ども・子育て会議の運営に関する規則

平成 25 年 3 月 25 日

規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、総社市子ども・子育て会議条例（平成 25 年総社市条例第 10 号）第 5 条の規定に基づき、総社市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 会議に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の中から互選する。

3 会長は、会議を代表し、会議の事務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 会議は、会長又は市長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(専門研究部会)

第 4 条 会議が所掌する事項について、専門的事項に関して調査審議する必要があるときは、専門研究部会（以下「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、会議の委員をもって組織し、各部会に属する委員は会長が指名する。

3 部会には、部会長を置き、部会の会議は部会長が招集する。

(庶務)

第 5 条 会議の庶務は、保健福祉部こども課において処理する。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

3 総社市子ども・子育て会議委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験を有するもの (条例第3条第1号)	岡山県立大学	保健福祉学部長	近 藤 理 恵
	岡山県立大学	保健福祉学部教授	竹本 与志人
各種関係団体の代表者 (条例第3条第2号)	総社市保育協議会	会 長	服 部 剛 司
	総社市幼稚園・こども園長会	会 長	平 田 茂 美
	幼稚園・こども園PTA代表者	幼稚園・こども園PTA連絡協議会長	米 山 真 司
	総社市社会福祉協議会	常務理事	佐 野 裕 二
	NPO法人 保育サポート「あい・あい」	理事長	工藤 香代子
	子育て応援こっこ	代 表	福 光 節 子
	親子クラブネットワーク	リーダー	板 谷 紀 子
	総社市民生委員児童委員協議会	主任児童委員 部長	森 本 好 昭
	吉備医師会	会 員	山 本 裕 子
	総社市愛育委員協議会	会 長	若原 美津子
	総社商工会議所総務課	課 長	小 野 朋 美
	総社吉備路商工会	会 長	栢 原 修
	総社地区労働者福祉協議会	議 長	高 木 由 夫
関係行政機関の職員 (条例第3条第3号)	岡山県備中県民局 福祉振興課	課 長	栢 野 正 敏
	倉敷児童相談所	所 長	薬師寺 真
	倉敷中央公共職業安定所 総社出張所	所 長	藤 本 善 久
公募委員 (条例第3条第4号)	公募委員		西川 亜紀子

4 計画策定の経緯

日 時	内 容
令和6(2024)年5月27日	令和6(2024)年度 第1回 総社市子ども・子育て会議 ・計画策定の趣旨・内容等の説明と、策定のためのニーズ調査等実態把握（案）の提示
令和6(2024)年6月 ～令和6(2024)年9月	ニーズ調査, こどもの意見聴取, 子育て支援団体等へのヒアリングの実施
令和6(2024)年10月1日	令和6(2024)年度 第2回 総社市子ども・子育て会議 ・ニーズ調査結果及びヒアリング調査等結果報告 ・計画の概要案, 体系（骨子）の提示
令和6(2024)年12月24日	令和6(2024)年度 第3回 総社市子ども・子育て会議 ・計画（素案）提出
令和7(2025)年2月5日	市議会文教福祉委員会へ計画（素案）の説明
令和7(2025)年2月12日 ～令和7(2025)年3月3日	計画（素案）に対するパブリックコメントを実施
令和7(2025)年2月19日	県との協議
令和7(2025)年3月17日	令和6(2024)年度 第4回 総社市子ども・子育て会議 ・計画（最終案）提出
令和7(2025)年3月31日	こども計画策定・公表

5 用語解説

	用語	内容
あ行	I C T	情報通信技術のこと。 Information and Communication Technology の略。
	赤ちゃんの駅	乳幼児と外出中の保護者が、授乳やおむつ交換などに利用できる、公共施設や民間施設の愛称。
	育児休業	1歳に満たないこどもを養育する男女労働者が会社に申し出ることにより、こどもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できる制度。企業によっては法律の規定以上の条件で育児休業（制度）を設けるところもある。
	医療的ケア児	医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要なこどものこと。
	M字曲線	女性の年齢階級別労働力率をグラフ化した際に、グラフの形状がアルファベットの「M」の字に似ていることから名付けられた。中央部の凹みは結婚、出産に伴って一旦労働力率が落ち込んだ後、子育てが一段落した40歳代で再び上昇することで形成される。
か行	核家族世帯	夫婦のみの世帯と、夫婦と未婚のこどもから成る世帯（男親と未婚のこどもから成る世帯、女親と未婚のこどもから成る世帯も含む）
	教育・保育施設	「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所をいう。
	合計特殊出生率	15歳から49歳の女性の、年齢別出生率を合計した指標。1人の女性が平均して一生の間に何人のこどもを産むかを表す。
	子育て支援センター	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談・指導、子育てサークル等への支援などを通して、地域の子育て家庭に対する育児支援を行う。
	子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第77条第1項で規定する市町村が条例で設置する「審議会その他合議制の機関」をいう。本会議は、市長の諮問に応じて答申する合議制の諮問機関（地方自治法第138条の4第3項で定める市長の付属機関）。
	子ども・子育て支援	すべてのこどもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施することも及びこどもの保護者に対する支援。（子ども・子育て支援法第7条）

用語		内容
か行	こども大綱	こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和5（2023）年12月に閣議決定された。
	こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）	平成元（1989）年に国連で採択された、すべてのこどもに基本的人権があることを国際的に保障するために定められた条約。18歳未満のこどもを、権利をもつ主体と位置づけ、大人と同様にひとりの人間としての人権を認めている。また、同時に、大人へと成長する過程において、こどもには年齢に応じた保護や配慮が必要な面もあるため、こどもならではの権利も定めている。
	コーホート要因法	出生・死亡・移動等の人口変動要因に基づいてコーホート（同じ年又は同じ期間に生まれた人々の集団）毎に将来人口を推計する方法。
	コミュニティ・スクール	学校と地域住民や保護者が一体となって学校運営に参画し、「地域に開かれ、地域と共にある学校づくり」を推進する仕組みを指し、学校運営協議会が設置された学校のこと。
さ行	産後ケア事業	出産後、家族等から支援を受けることが難しく、また育児や体調に不安がある方を対象として、産科や助産院などでサポートする事業。
	児童館	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする児童厚生施設の一つのこと。児童の遊びを指導する児童厚生員を配置している。
	児童虐待	親などの保護者や、その同居人などが児童に虐待を加えること。暴力などによる身体的な虐待、食事を与えないなどのネグレクト、性的な虐待、言葉や態度による心理的な虐待など、児童の身体・精神に危害を加え、適切な保護・養育を行わないこと。
	児童発達支援センター	児童発達支援を行うほか、施設の有する専門性を活かし、地域の障がいのある児童やその家族への相談、支援を行う地域の中核的な療育支援施設のこと。
	周産期医療	基本的には、ハイリスク妊産婦の妊娠・分娩管理、その他の産科医療及びハイリスク新生児の集中治療、管理その他の新生児医療をいう。
	出生率	一定期間の出生数の人口に対する割合のこと。一般に、人口1,000人当たりの1年間の出生児数の割合をいう。

用語		内容
さ行	小規模保育	主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業として行われる保育。(児童福祉法第6条の3第10項)
	情報モラル	情報発信による他者への影響を考え、人権、知的財産権など自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつことや、犯罪被害を含む危険の回避など情報を正しく安全に利用できること、コンピュータなどの情報機器の使用による健康との関わりを理解することなど、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。
	食育	食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、心身の健康の増進と豊かな人間形成を行うための学習等の取組のこと。
	スクールカウンセラー	いじめや不登校などの対策として、児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために、学校に配置される臨床心理士などの専門家のこと。
	スクールソーシャルワーカー	こどもの家庭環境によるさまざまな問題に対処するために、児童相談所と連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家のこと。
た行	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育を行う事業。(子ども・子育て支援法第7条)
	地域子ども・子育て支援事業	地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童クラブ等の事業。
	デジタル化	物事の仕組みや手段にコンピュータや通信ネットワークなどのデジタル技術を取り入れること。
は行	発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現する状態のこと。
	パブリックコメント	政策等の策定途中で、事前にその計画等の素案を公表し、地域住民等から広く意見を求めること。
	ピア・サポート	専門家のサポートではなく、同じ苦しみや悩みを持ち、同じような立場にある人が相互に支え合い課題解決する活動。
	放課後子ども教室	放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、地域の大人の協力を得て、スポーツや文化活動などのさまざまな体験活動、地域住民との交流活動や学習活動等の取組を推進する事業のこと。

用語		内容
や行	ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる18歳未満のこどもや、状況に応じ40歳未満の若者のこと。
	養育	こどもの生活について社会通念上必要とされる監督・保護を行っている状態。
	要保護児童	保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認める児童のこと。
ら行	ライフデザイン	自身が「将来どんな人生を送りたいか」について、自分の価値観に基づいて、自分の生き方の構想を描くこと。
	療育	障がいのあるこどもやその可能性のあるこどもに対し、それぞれの発達の状態や特性に応じて、現在の困りごとの解決と、将来の自立、社会参加を目指して支援すること。
	利用者支援事業	子育てについての悩みや困りごとについて、専任のスタッフが一緒に考え、必要な子育て支援サービスにつながるように支援する事業であり、子ども・子育て支援制度で新たにできた事業。
	労働力率	労働力人口（15歳以上の者で、就業者及び就業したいと希望し求職活動をしており、仕事があればすぐ就くことができるが、仕事についていない者の総称）の当該年齢人口に対する割合のこと。
わ行	ワークショップ	参加・体験型の研修（勉強会）のことであり、少人数の班に分かれ、進行役の助言等を得ながら意見交換や議論を交わすこと。
	ワーク・ライフ・バランス	仕事と生活を共存させながら、もっている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることを目指すこと。

総社市こども計画

発行年月 令和 7（2025）年 3 月
発 行 総社市
編 集 総社市 こども課（こども家庭センター）
〒719-1192 総社市中央一丁目 1 番 1 号
Tel 0866-92-8268 Fax 0866-92-8397